

仙台市公害防止条例施行規則の改正について

1. 概要

- 水質汚濁防止法施行令の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）等に伴い、仙台市公害防止条例施行規則（以下「規則」という。）に定める規制基準を改正するにあたり、仙台市公害防止条例第 14 条第 2 項の規定により、環境審議会の意見を求めるもの。

○仙台市公害防止条例

- 水質汚濁物質等について、規則において規制基準等を定めるもの。
- 条例の対象となるのは、水質汚濁防止法等で対象外としている事業者。

2. 改正の内容

- 規則別表第三附表第一及び附表第二について以下のとおり改正する。

現行		改正後（案）		摘要
項目	基準値	項目	基準値	
大腸菌群数	日間平均一立方センチメートルにつき三、〇〇〇個	大腸菌数	日間平均一ミリリットルにつき八〇〇コロニー形成単位	水質汚濁防止法施行令の改正にあわせ改正するもの
一・一ージクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム	一・一ージクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム	水質汚濁防止法の規定にあわせ改正するもの
弗素含有量※	一リットルにつき一五ミリグラム	削除	削除	

※水質汚濁防止法では、別途「ふっ素及びその化合物」の基準（一部業種については暫定排水基準）が設定されており、法対象事業者は排水量にかかわらず当該基準が適用される。

3. 施行日

令和 7 年 4 月 1 日